随時更新いたします。不明な点がありましたら、福祉支援課子育て支援係までお問合せください。

NG HIT	区分	。不明な点がありましたら、福祉支援課子育て支援係ま 質問	でわ回ってください。
	E23	Selv)	医療機関等とは、主に以下を指します。
1	用語の定義	医療機関等とは具体的に何を指しますか?	<ul> <li>病院、診療所、クリニック</li> <li>訪問看護ステーション、放課後等デイサービス</li> <li>療育相談機関</li> <li>県子ども総合療育センター</li> <li>県中央児童相談所</li> <li>県大島児童相談所</li> <li>やまびこ医療福祉センター</li> <li>知的障害児施設</li> <li>盲、ろうあ児施設</li> <li>肢体不自由児施設</li> <li>肢体不自由児療護施設</li> <li>重度心身障害児施設</li> <li>国立療養所</li> <li>自閉症施設</li> </ul>
			・その他町長が認める施設
2	用語の定義	「知的障害児施設」等の施設がありますが、このような施設における医療等とは何を想定していますか?	障害をもつ子どもが、できる限り健全な社会生活を営むことができるようになることを目的とし、自立に必要な知識や技能を身に着けるための指導及び訓練を想定しています。
3	証明書	別記第2号様式「島外で医療等を受ける必要があることの証明書」は、必ず島内医療機関等で発行してもらわなければならないですか?	原則として、島内かかりつけ医等による証明書の発行を求めます。ただし、 島内に診療科目がなく、すでに島外専門医の治療等を継続して受診している 場合は、島外医療機関等において「島外で医療等を受ける必要があることの 証明書」及び「島外で医療等を受けたことの証明書」の両方を発行してもら う必要があります。
4	証明書	島内医療機関等における診療科目はどのような内容で すか?	島内医療機関における診療科目は以下のとおりです。 ただし、常勤医師がおらず継続的な治療が難しい場合、治療内容や治療機器 不足により島内で治療できない場合などは、以下に当てはまる場合であって も医師の証明書があれば助成対象とします。 ・内科 ・皮膚科 ・眼科(小児眼科除く) ・外科 ・形成外科 ・産婦人科 ・消化器科 ・脳神経外科 ・整形外科 ・小児科 ・精神科 ・神経内科 ・耳鼻科 ・循環器内科 ・歯科
5	証明書	常勤の医師がいなかったため島内医療機関を受診せず、直接島外医療機関を受診しました。証明書はどこに発行してもらえばいいですか?	非常勤医師のみの診療科目で急を要する場合や継続的な治療が難しい場合、 島内医療機関に診療科目がいないことが明らかである場合は、島外医療機関 等から「島外で医療等を受ける必要があることの証明書」を発行してもらう ことで助成の対象となります。あわせて受診後に「島外で医療等を受けたこ との証明書」を発行してもらう必要がありますのでご留意ください。 島内医療機関等でも治療できる場合は対象外となります。
6	証明書	島内どこの医療機関でも証明書は発行してもらえますか?	島内にある医療機関すべてで証明書の発行を依頼できます。
7	証明書	すでに島外医療機関にて治療を受けていますが、「島 外で医療等を受ける必要があることの証明書」は島内 医療機関等にて発行してもらわなければなりません か?	すでに島外医療機関にて治療を受けている場合でも、島内医療機関にて「島外で医療等を受ける必要があることの証明書」を発行してもらうことが望ましいです。しかし、島内医療機関に診療科目がないことが明らかである場合については、島外医療機関等での証明書でも対象となります。

8	対象経費	島内医療機関等でも治療が可能と診断されましたが、 保護者の判断で島外医療機関等を受診しました。助成 の対象となりますか?	保護者の判断による島外医療機関等への受診は対象外となります。医師等に よる証明書の発行を受けて受診した場合のみが対象です。
9	対象経費	交通費は離島割引後の金額が基準となりますか?	離島割引適用後の金額が基準額となります。
10	対象経費	交通費、宿泊費の領収書がありません。申請できますか?	助成金額は、実際に要した額と助成基準額を比較して低い方の額に2/3を乗 じて算定します。そのため、実際に要した額がわかる書類が必要ですので、 領収書がない場合は助成できません。
11	対象経費	鹿児島県外の医療機関等を受診する際は対象となりますか?	鹿児島県外の医療機関等を受診する場合も助成の対象となりますが、交通費助成対象区間は屋久島一鹿児島間となります。宿泊費については1回2泊までが対象となります。
12	対象経費	療育手帳申請のために島外専門機関にて検査等をする 必要がある場合も対象となりますか?	療育手帳申請のため、島外専門機関での検査が必要な場合も各証明書があれば対象となります。詳しくはお問合せください。
13	申請方法	子ども2名を保護者1名で島外医療機関を受診しました。この場合どのように申請したらよいですか?	子ども1名につき付添い者1名までが申請できます。子ども2名それぞれで申請し、どちらかに付添い者として保護者1名分を計上してください。
14	申請方法	申請は出張所でも可能ですか?	各出張所にもご提出いただけますが、内容の確認ができません。不備等が あった場合は再度来庁いただく可能性もありますのでご了承ください。
15	申請方法	受診後いつまでに申請したらいいですか?	受診後2カ月以内に申請してください。なお、やむを得ない事由がある場合は一度ご相談ください。
16	申請方法	申請してから助成金を受けとるまでどれくらいかかりますか?	申請後、内容を精査し支給決定または不支給決定を行います。支給決定後 2 週間を目途に申請時の指定口座へ振り込みます。
17	助成回数	同一年度内に2つの傷病で島外医療機関を受診する必要がある場合、助成回数の上限は何回ですか?	助成回数は1人あたり上限6回(往復)までとなります。ただし、医師等の指示により特別な事由が認められる場合には最大12回(往復)までとなります。